

①雨水出水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨（L2）に対する**内水浸水想定区域**を「雨水出水浸水想定区域」という。（想定最大降雨（例）：高知市 160mm/h、いの町 163mm/h）
（対象とする浸水）

内水による浸水被害とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道やその他の排水施設により、公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水被害であり、洪水浸水想定区域が対象とするような**河川の堤防の決壊**、**河川からの越水による氾濫**を伴うものや、**津波・高潮による浸水は含まない**。

②法改正の概要と目的

法改正の概要

（通称）流域治水関連法（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律）の施行（R3.7.15）により、**雨水出水浸水想定区域の指定対象が拡大**

【指定対象施設】

（改正前）**地下街を有する区域**での適用を想定した「水位周知下水道」
（改正後）上記に、「**雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設**」を追加

雨水対策を目的として下水道施設を整備している区域（市町村）
は、**新たに雨水出水浸水想定区域を指定**することが必要

（県内対象市町村（11市町））
高知市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、四万十市、香美市、いの町、中土佐町、越知町、四万十町

目的

水害リスク情報の空白地帯の解消

- 近年、気候変動により水害が激甚化・頻発化（令和元年東日本台風では、洪水浸水想定区域外においても、多くの浸水被害が発生）
- 潜在的に水害リスクがあるにもかかわらず、そうしたリスクが周知されていない場合、住民等に対し、当該地域が安全な地域であるとの誤解を招く可能性がある。

④今後の取り組み（目標）

指定目標

令和7年度末までに浸水想定区域図の作成・区域指定を目標に取り組む

- 第5次社会資本整備重点計画（令和3年5月28日閣議決定）では、**令和7年度末までに最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数**の目標を800（/1097）に設定
- **区域指定後** ⇒ ・市町地域防災計画に情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、浸水ハザードマップを作成し、住民等に周知
・浸水区域内の要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施

③現状と課題

現状

- 県内で、**想定最大規模降雨による内水浸水想定区域図**を作成している市町は無い。（全国では、R4.3末時点で約1割（105団体）が作成済み）
- 本年度は、**2市（高知市、香美市）**で浸水シミュレーションを実施中。

課題

- 未だ全国でも事例が少ないため、複数のシミュレーション手法のうちどの手法を採用すべきかなど、参考となる**情報が少ない**。
 - 『フルモデル』管渠や地表面をモデル化し、シミュレーションを行う
 - 『簡易モデル』有効降雨と施設の排水能力を差し引いた降雨をインプットし解析
- 浸水シミュレーション等による内水浸水想定区域図作成には、**2分の1の国費補助**があるが、人材が限られている市町村においては、**業務負担、費用負担が大きい**。
- **住民に対する周知の方法等**について、検討が必要。（洪水による浸水想定区域図との違いなど。）

これまでの県の取り組み

- 令和3年7月の流域治水関連法施行を受け、市町村への説明会等を実施。
- 令和3年8月6日 法改正説明会（R3年度第2回下水道担当者会）
 - 令和4年6月3日 法改正説明会（R4年度第1回下水道担当者会）
 - 令和4年9月13日 シミュレーション手法勉強会（R4年度第2回下水道担当者会）

①高潮浸水想定区域とは

想定し得る最大規模^(※)の高潮が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」という。

※室戸台風相当の中心気圧(900hPa)、伊勢湾台風相当の半径(75km)・移動速度(時速73km)の台風が、様々なコースで接近することを想定

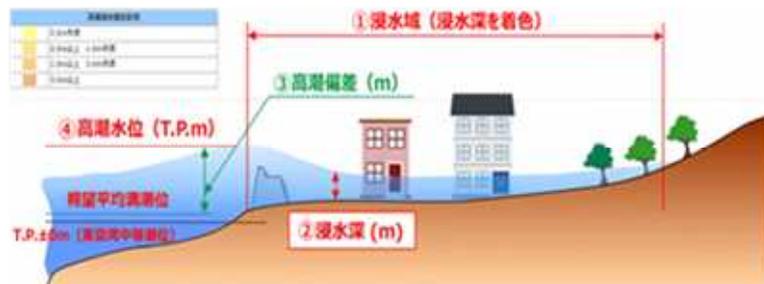
②法改正の概要と目的

法改正の概要

平成27年5月の水防法改正により、高潮に係る浸水想定区域を公表する制度が創設。

目的

想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化



③他県及び高知県での取組み

他県での取組み

国の方針により、高潮による被害が大きいと予想される東京湾など5つの湾等^(※)に面した都府県で先行実施し、概ね令和2年度までに完了。

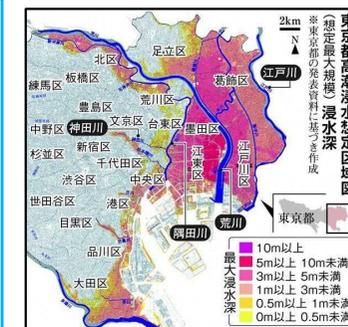
※東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海、有明海・八代海

高知県での取組み

他県の指定の状況や国の手引きの策定(R2.6)を踏まえて、**令和3年度から作業に着手。**

※作成にあたって、交付金事業(津波・高潮危機管理対策緊急事業、国費率1/2)を活用

- ・基礎検討業務 (R3完了)
- ・予備検討業務 (R4実施中)
- ・高潮浸水想定区域図作成業務 (R5予定)
- ・高潮特別警戒水位設定業務 (R6予定)



高潮浸水想定区域図

④今後の取組み(目標)

指定目標

令和7年度末までに高潮浸水想定区域図の作成・区域指定を目標に取り組む

・高潮浸水想定区域の指定主体たる都道府県知事におかれては、同区域をできるだけ早期に指定するよう努められたい。新たな高潮浸水想定区域の指定は、令和7年度までに実施することを想定している。

(「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の一部の施行について」令和3年7月15日 国土交通省 水管理・国土保全局長通知)

⇒指定を受けた市町村

- ・市町村地域防災計画に気象情報の伝達方法、避難場所や避難経路等を定めるとともに、高潮ハザードマップを作成し、住民等に周知
- ・要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画の作成、訓練の実施